

第4次 太子町総合計画

「太子町まちづくり協働宣言」

みんなでめざします

豊かな緑と歴史を活かした 元気のあるまち 太子町
(2006～2015)



大阪府太子町

「太子町まちづくり協働宣言」のもと、住民と協働でめざしていく具体的な目標、

『太子17条のパートナーシッププラン』

を聖徳太子の17条憲法にちなんで設定し、ともに力を合わせ、達成をめざします。

1 愛着と誇りを持てるまち

- 第1条 みんなが愛着と誇りを持てるまちづくりを進めます
- 第2条 地域の教育資源を活かした、特色ある学校教育・生涯学習に取り組みます
- 第3条 文化とスポーツを通して多様な交流を進めます
- 第4条 一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めます

2 いつまでも快適で生き生きできるまち

- 第5条 一人ひとりの健康づくりが進むように取り組みます
- 第6条 地域で支える子育て相談・支援体制の充実に取り組みます
- 第7条 地域ぐるみで豊かな緑と水辺を守り、うるおいのある環境づくりを進めます
- 第8条 ゴミの不法投棄をさせないなど、快適で美しい資源循環型のまちづくりを進めます

3 みんなの力で安全と安心を守るまち

- 第9条 援助が必要な人を支えあうセーフティネットづくりを進めます
- 第10条 コミュニティ意識を高め、ぬくもりのあるまちをつくります
- 第11条 自主防災・防犯活動を充実し、犯罪や災害への備えに努めます
- 第12条 迷惑駐車を無くすとともに、交通事故を無くす運動を進めます

4 地域の魅力アップ

- 第13条 農空間を守り豊かな景観を保持するとともに、新しい農業振興に努めます
- 第14条 若年から成熟世代までの幅広い参画により、地場産業や観光の振興に努めます
- 第15条 歴史遺産の保全と活用を図り、個性あふれるまちづくりを進めます
- 第16条 地場製品の太子ブランド化で、にぎわいの創造をめざします
- 第17条 行政の情報公開を進め、住民参加のまちづくりをめざします

協働とは

わたしたちは、誰もがふるさと太子を安心して住み続けることのできる魅力あふれるまちにしたいと願っています。

この願いを実現させるために、住民も行政も、ここに住むみんなが協力してまちづくりを進めていくこと、これが「協働」であり、わたしたちはその定義を、次のように定めます。

共通の目的を実現するために
住民が相互に、または、住民と行政が
信頼と理解のもとに
お互いの特性や能力を活かしながら
連携し、協力して
取り組みを進めることです。



基本

太子町の可能性

(1) 豊かな自然環境

- 太子町は、二上山など、金剛生駒紀泉国定公園の豊かな自然環境に恵まれています。
- 斜面地に広がる果樹園を中心とした農地や、山裾に広がる農地と集落の織りなす風景など、身近な緑に触れ合うことができ、人と自然が共生できるまちと考えられます。

(2) 固有の歴史的遺産

- 聖徳太子御廟をはじめ4つの御陵を擁する磯長谷古墳群にみる飛鳥時代の文化や太子御廟前に建立された叡福寺を中心として展開する太子信仰の歴史、最古の官道といわれる「竹内街道」をめぐる地域間交流の歴史など豊かな歴史遺産に恵まれています。

(3) 良好な住宅都市

- 聖和台に代表される良好な住宅地が広がり、その住環境を活かしつつ、日常生活の利便性の向上に努めることにより、今後も魅力ある住宅都市としての発展が期待されます。

(4) 広域幹線道路

- 南阪奈道路の開通により、関西国際空港や大阪都心部、奈良県中和地域からのアクセスも飛躍的に向上したことにより、国内外からの来訪者が増えていくことが期待されます。

(5) 活発なコミュニティ活動

- 太子町では、町会・自治会を中心とした地域活動が活発であるほか、「町民体育祭」や「ふれあいTAISHI」などのイベントを通じたコミュニティ活動も行われています。
- このような地域活動を支える人の力が、さまざまな分野の担い手として活躍することが期待されます。

まちづくりの課題

定住魅力を高める地域資源の活用

- 自然環境や里山など、のどかな自然・田園景観などの資源を活かし、歴史・文化とのふれあい、大学等の教育機関との連携による生涯学習・社会教育機会の拡充を図ることが重要です。

安全安心な生活を実現する連携・協働

- 東南海・南海地震など、大規模災害への対策や、複雑・多様化する犯罪などに対応し、住民・地域社会・行政が互いに連携し、防災・交通安全・防犯意識の向上と体制整備などを図り、安全安心に暮らせるまちづくりに取り組むことが重要です。

地域活力を生み出す戦略的な施策展開

- これまで都市基盤や公共施設などの整備に努めてきた中で、住民生活における諸活動が町内で充足し、利便性の向上が図られるようになってきました。
- 今後、こうした社会資本をさらに充実させるとともに、減少する商店数に歯止めをかけ、多様な交流拠点を拡充・強化する施策の推進が必要です。

住民と行政が協働できる体制づくり

- 住民が積極的に参画できる協働体制がこれからのまちづくりの大きな課題です。
- 計画策定や政策立案などより多くの人々の意見が町政に反映される環境の整備を進めることが必要です。

構 想

太子町まちづくり協働宣言

- 太子町では、これまで「豊かな緑と歴史が調和した住環境重視」のまちづくりを基本目標にしながら、その実現に向け取り組んできました。
- また、さまざまな人々との出会いやふれあいを通して、ふるさと意識や良好なコミュニティが培われることを大切にしてきました。
- これからは豊かな自然環境や聖徳太子御廟などの歴史遺産をまちづくりに活かしながら、新たなまちづくりをめざすことが必要です。

そして次のとおり、宣言します

みんなでめざします

豊かな緑と歴史を活かした元気のあるまち 太子町

まちづくりの基本理念

- 太子町には1,400年余りの歴史を経て、今なお聖徳太子の「和を以って貴しと為す」という精神、風土が息づいています。
- この「和」とは、単に友好的な「和」を指すのではなく、聖徳太子が新しく確かな国造りのために最も重要なものとして定めたものであり、連携と協働、一体化などの意味を持っています。
- また、聖徳太子が説いた「和」の精神の意味を現代に置き換えると、共生・調和・和やか・パートナーシップなど、これからのまちづくりに活かすことができます。
- この「和」の意味を今一度、深く理解し、太子町のまちづくりの基本理念とし、たとえ難局にあってもこれを打開し、取り組みを進めていきます。

「和」のまちづくり

総合計画の 構成

太子町まちづくり協働宣言

みんなのでめざします
豊かな緑と歴史を活かした元気のあるまち
太子町

太子17条のパートナーシッププラン

1

愛着と誇りを持てるまち

2

いつまでも快適で
生き生きできるまち

3

みんなの力で
安全と安心を守るまち

4

地域の魅力アップ

パートナーシッププランの達成とあわせて

基本計画



1. 計画の役割と構成

- 「総合計画」とは、まちづくりを総合的に進めるための長期的な指針となるものです。
- そして、本総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」によって構成しています。
- 「基本構想」では、本町独自の歴史・文化・自然資源などを保全・活用しながら、住民の皆さまとともにめざすべき目標の指針を示しています。
- 「基本計画」では、基本構想の具体化を図り、実効性を確保するための推進方策を示しています。また、進捗状況や社会情勢などに大きな変化があった場合、弾力的に対応できるものとし、計画の変更・修正を行うものとしします。
- 「実施計画」は、毎年度策定（期間：3カ年）します。

2. 計画の目標年次

- 本総合計画は、平成18年度（2006年度）を初年度とし、平成27年度（2015年度）を目標年次とします。

3. 総合計画策定の時代背景

- 右肩上がり（経済、人口）を前提とした社会状況の終えんにより、経済政策をはじめとする国の大きな枠組みの見直しを余儀なくされています。
- 高度情報化や環境問題など、ボーダーレス社会（国と国との境が薄れた状態）のさらなる進展で、多くの分野で国際競争社会に突入しています。

6. 第4次総合計画の意義

- これまで経験したことのない厳しい時代の中で第4次総合計画を策定するためには、これまでのような総合的な行政サービスの提供をめざすのではなく、新たな視点でまちづくりを考え直すことが必要となっています。
- 少子高齢化社会の動向を見据えつつ、多様化した住民のニーズに対応するために、「選択と集中」による行政運営に取り組んでいかなければなりません。

そのため、第4次総合計画では、住民と行政の新しい関係であるパートナーシップを基本視点として、協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

- 太子町においても、地方交付税の大幅な減少や扶助費の増加など、危機的な財政状況に陥っています。
- このような時代背景は、これまでの総合計画策定の時代背景とは大きく異なっています。

4. 太子町のまちづくりの到達度

- 太子町のこれまでのまちづくりは、定住魅力を高めるための社会基盤整備に重点を置いて進めてきました。
- 老朽施設の改修や土地利用など、引き続き整備が必要な課題もありますが、生活を支える道路網や上下水道などの基本的な都市基盤の整備は一定整ってきたといえます。

今後は、それら基盤施設の質的な充実が必要となっています。

5. 土地利用の方針

- 南阪奈道路のインパクトの活用と太子インターチェンジや幹線道路周辺の土地利用の促進広域を結ぶ高速道路網や幹線道路の機能を活かし、地域特性との整合を図りながら、生活の利便性の向上や地域経済の活性化につながるような土地利用を進めます。
- 規制と緩和の調整など、様々な手法の活用による地域の空間づくり
自然環境や農空間の保全と活用、道路ネットワークの活用による土地利用を進めるため、規制と緩和の調整を図るなど、地域固有の特性を踏まえた土地利用の可能性や手法を検討します。

基本計画 施策の大綱

第1章 愛着と誇りを持てるまち 〔教育・文化・人権〕

社会環境の変化に応じて、住民の求める学習環境や教育の課題に対応していくことが必要です。

また、貴重な文化財や史跡を保存し活用できるよう、協働意識の醸成に取り組みます。

さらに本町に暮らす人が生き生きと活動できる社会の実現をめざすことが必要です。

1 特色ある学校教育を進めます

1元気な子どもを育てる学校園づくり
2学校と家庭、地域社会と一体となった教育活動づくり

2 生涯学習・生涯スポーツ人口を増やします

1生涯学習の推進
2地域コミュニティの醸成と社会教育団体の育成

3 地域文化を振興します

1個性豊かなコミュニティ活動の促進
2歴史文化の活用
3地域の文化財の保存と活用

4 人権尊重のまちづくりを進めます

1人権尊重のまちづくり
2男女共同参画社会の推進

第2章 いつまでも快適で 生き生きできるまち 〔保健・福祉・環境〕

健康増進・予防意識の向上と高齢者や障害者の自立生活を地域で支える施策の充実や、総合的な母子保健サービスなど互いに助けあい支えあえる福祉体制を強化していく必要があります。

また、快適な生活を支えるため、地域から環境保全への取り組みを進めていくことが必要です。

1 健康づくりを支援します

1健康づくり・保健活動の充実
2母子保健活動の充実
3地域医療の充実
4保険制度の充実

2 福祉のまちづくりを進めます

1地域福祉体制の充実
2高齢者福祉の充実
3障害者福祉の強化
4児童福祉の充実
5ひとり親家庭の福祉の充実
6低所得者福祉の充実

3 豊かな生活環境づくりを推進します

1地球の環境を守る
2地域の環境を守る
3自然環境の保全
4地域の環境整備
5資源循環型の廃棄物処理対策の推進

第3章 みんなの力で安全と 安心を守るまち 〔安全・安心〕

災害に対する体制の充実に取り組み、安全で安心して暮せるまちづくりのために、関係機関との連携強化などとともに、住民の皆さまの主体的な参画による環境づくりなども重要な課題となっています。

1 安全・安心を確保します

1安全・安心の確保
2都市基盤の充実

2 道路交通体系を充実します

1道路交通体系の充実
2交通安全の推進

1 農林業を活性化します

1農業の担い手の育成
2農空間等の活用

2 消費生活・就労を支援します

1安全で安心な消費生活の確保
2就労支援の推進

3 観光・レクリエーションを振興します

1観光・レクリエーションの振興

4 商工業・サービス業を活性化します

1商工業等の活性化

第4章 地域の魅力アップ 〔産業振興〕

厳しい経営環境が続く地場産業や農業従事者の高齢化による後継者の確保など課題は山積しています。沈滞化したムードを打破し、住民や企業、行政が協働で観光を軸とした『地域おこし』に取り組む必要があります。

1 住民主体のまちづくりを進めます

1住民主体のまちづくり

2 行財政改革を推進します

1財政基盤の確立
2情報ネットワークの構築

第5章 構想の実現に向けて

3 広域行政を推進します

1広域行政の推進

「豊かな緑と歴史を活かした元気のあるまち」を ともにめざします

平成18年は、太子町が町制50周年を迎える節目の年です。この節目の年を新たな始点に、平成27年度までの10年間を目標年次として「第4次太子町総合計画」を策定致しました。

10年間という長期的なまちづくりではありますが、太子町を住みやすく・住み続けたいまちにしていくために、本計画は、住民の皆さまと行政が協働しながら、効果的に、まちづくりを進めていくための指針であると考えております。

近年の社会情勢は、少子・高齢化、情報化、国際化などにより複雑に様変わりしてきました。また、これからの10年は地方分権の進展により、地方自治体独自の、より主体的な役割が重要になってきています。

総合計画では、「太子17条のパートナーシッププラン」という聖徳太子の17条憲法にちなんで設定した目標を掲げ、住民の皆さまをはじめ、企業・NPO・地域社会と行政が連携し、まちづくりを進め、ともに行動していくことが必要であると考えておりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

おわりに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案を賜りました町議会、総合計画審議会の方々をはじめ、住民の皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成18年4月

太子町長 吉村久平



第4次 太子町総合計画 (概要版)

〒583-8580 大阪府南河内郡太子町山田88番地

太子町総務部政策室

平成18年4月発行

TEL 0721-98-0300

FAX 0721-98-4514

E-mail seisaku@town.taishi.osaka.jp